令和７年第６回６月

つがる市農業委員会総会議事録

つ が る 市 農 業 委 員 会

1. 開催日時　　令和７年６月５日(木)　午後２時00分から午後２時38分
2. 開催場所　　つがる市生涯学習交流センター「松の館」２階　視聴覚室
3. 出席委員数　 36人中､34人出席
4. 出席委員名

1.松橋　正行	2.古坂　光司	4.盛　　彰一	5.三橋　美也	6.杉野森由美子
7.小笠原　繁	8.長谷川勝則	9.田戸岡　誠	10.太田　善造	11.三橋　　衛
12.野宮富喜子	13.笠井　正己	14.新岡　　亮	15.吉田　秀美	16.菊池　昭二
17.葛西　勝久	18.秋田谷廣次	19.工藤しのぶ	21.杉森　広宣	22.今　　輝義
23.鎌田　　誠	24.三橋　　弘	25.長谷川一幸	26.工藤　恒實	27.長谷川秀樹
28.小山内　壽	29.藤本　正彦	30.工藤　正樹	31.稲葉　武彦	32.福井二三夫
33.工藤　　宰	34.横山　治彦	35.神　　文敏	36.浅見　春樹	計 34人

5. 欠席委員　3.髙橋　敦樹　20.成田　金春　計２人

6. 議事日程

第１　議事録署名委員の指名
第２　会期の決定
第３　提出議案の上程
報告第１０号　令和６年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について
報告第１１号　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
議案第３３号　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第３４号　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第３５号　農業振興地域整備計画の変更に係る意見ついて
議案第３６号　農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第３７号　農用地利用集積等促進計画作成の要請について
議案第３８号　競売買受適格者の証明について

第４　諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名
局　長：中野拓哉　副参事：竹内攻規　次　長：村田龍治　主　幹：吉村　翔
主　査：吉田純也　任用職員：工藤賢聖　計６人

8. 会議の概要

事務局長(中野拓哉)
委員の皆様が揃いましたので、「令和７年第６回(６月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ（藤本正彦）
本日は、お忙しいところ、総会にご出席いただきましてありがとうございます。
田植えが終わり一安心かなと思いますが、りんご、メロン、スイカ、野菜等の農家

さんはこれから忙しくなるかと思いますので、体調には十分注意し作業を進めて貰えればと思います。それで、先月２８、２９日に全国農業委員会会長大会がありまして２８日に佐原先生、２９日に岡田先生に要望書を提出し、実現されるようお願いしてきたことを報告致します。

本日は６月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長（中野拓哉）

それでは、農業委員会会議規則第５条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議 長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、３６名中３４名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議 長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第１の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第１３条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には３４番 横山治彦委員、３５番 神文敏委員を指名致します。

次に議事日程第２の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第３の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第１０号　令和６年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について
報告第１１号　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
議案第３３号　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第３４号　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第３５号　農業振興地域整備計画の変更に係る意見ついて

議案第３６号　農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第３７号　農用地利用集積等促進計画作成の要請について
議案第３８号　競売買受適格者の証明について
以上、報告２件、議案６件、計８件を上程致します。

議 長（藤本正彦会長）
はじめに、「報告第１０号 令和６年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」、「報告第１１号 農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について」、以上２件を事務局から報告させます。

事務局報告（村田次長）
それでは、１ページをお開き願います。報告第１０号について説明致します。
「令和６年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について。令和６年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について報告する」。令和７年６月５日提出、つがる市農業委員会会長。
報告理由ですが、「農業委員会による最適化活動の推進等について、農林水産省経営局長通知、並びに、農林水産省経営局農地政策課長通知に基づき、農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について報告するものであります。
内容については議案配布を事前に行っていることから、主な点だけ簡単に説明させていただきます。３ページをお開きください。最適化活動の実施状況の１　最適化活動の成果目標（１）農地の集積の②目標の項目です。目標の集積面積１３，１０９ha、集積率９１．７％に対して、③実績は、集積面積１２，４７８ha、集積率８７．９％で目標を下回る結果となりました。点検結果として、認定農業者の死亡や離農により集積面積が減少したためで、離農者の農地を効率的に集積するため、出し手受け手の意向把握の強化を図りたいと思います。
続きまして、８ページをお開きください。報告第１１号について説明致します。
「農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第６８条第１項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和７年６月５日提出、つがる市農業委員会会長。
報告第１１号は、８ページの番号９１番から番号１０１番までの１１件です。解約は全て田で面積は合わせて１４２，１２８㎡となっております。解約の理由は全て合意による解約となっております。以上で報告を終わります。

議 長（藤本正彦会長）
報告については、以上のとおりと致します。

議 長（藤本正彦会長）
次に、「議案第３３号 農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉村主幹）
それでは、１４ページをお開きください。議案第３３号について説明致します。

「農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第１条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和７年６月５日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第３３号は、１４ページの番号２５０番から３３ページの番号２８４番までの３５件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」の申請が４件で、面積は田が７，８６５㎡、畑が８，８３５㎡。「普通売買」の申請が１件で、畑が１，０７４㎡。「贈与」の申請が７件、全て畑で面積は１１，７６１㎡。「賃貸借」の申請が１７件、全て田で面積は２１０，１９２㎡。「賃借権の移転」の申請が１件で田が１１，７８１㎡。「使用貸借」の申請が５件で、面積は田が１５７，７１５㎡、畑が９，３０８㎡となっております。

全案件とも別添の農地法第３条調査書１ページから１２ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。補足説明になりますが、調査書の１０ページ番号２７９番の賃借権の移転、これは４月総会でも１件あった申請です。賃借権の移転は転貸に当たりますが、農地法第３条第２項第５号の転貸禁止の例外として、農地所有適格法人の構成員が借りている農地をその法人に貸付する場合は認められています。２７９番の案件についてもこの例外に該当し、自分の会社に貸付するものです。

次に、売買価格について説明致します。１４ページ、２５０番の畑は総額２０万円、１０ａ当たり６万１千円、２５１番の田は１０ａ当たり５３万円、２５２番の畑は、総額５５万円、１０ａ当たり９万９千円、１５ページ、２５３番の田は総額９０万円１０ａ当たり４６万８千円、２５４番の畑は総額６０万円、１０ａ当たり５５万９千円、となっております。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第３３号の質疑を終結致します。これより、議案第３３号を採決致します。おはかり致します。議案第３３号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第３３号は原案のとおり許可することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第３４号 農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。

この案件については、１９番 工藤しのぶ委員が関係している事案でございますので、

農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

（１９番 工藤しのぶ委員が退席）

議 長（藤本正彦会長）
それでは、議案第３４号について説明を求めます。

事務局説明（吉村主幹）
それでは３４ページをご覧ください。議案第３４号について説明致します。
「農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第１条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和７年６月５日提出、つがる市農業委員会会長。
議案第３４号は、番号９０８番と９０９番の２件です。２件とも「贈与」の申請で、面積は田が１，０３０㎡です。別添の農地法第３条調査書１３ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。以上で説明を終わります

議 長（藤本正彦会長）
説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）
ないようですので、議案第３４号の質疑を終結致します。
これより、議案第３４号を採決致します。おはかり致します。議案第３４号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）
ご異議なしと認めます。よって、議案第３４号は、原案のとおり許可することに決定致しました。
１９番 工藤しのぶ委員、入室願います。

（１９番 工藤しのぶ委員入室し着席）

議 長（藤本正彦会長）
次に、「議案第３５号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）

３５ページをお開きください。番号１番の説明の前に訂正お願いします。変更申請者がアップルファミリー株式会社となっていますが、丸金丹代青果株式会社に住所が床舞緑野８１番地に訂正お願いします。

それでは、議案の説明にはいります。議案第３５号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２第１項の規定により、つがる市長から下記のとおり依頼があったので意見を求める。令和７年６月５日提出、つがる市農業委員会会長。

番号１番の農地の所在地は、森田町床舞の田３筆で面積が１，８３５㎡です。倉庫及び事務所の新築のため、農用地区域からの除外申請となっております。周辺は農地や宅地化にされており、農用地区域から除外しても問題ないものと思われます。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第３５号の質疑を終結致します。

これより、議案第３５号を採決致します。

おはかり致します。議案第３５号は、原案のとおり変更することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、 議案第３５号は、原案のとおり承認する旨、つがる市長に回答致します。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第３６号 農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）

３６ページをお開きください。議案第３６号「農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」農地法第５条第３項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和７年６月５日提出、つがる市農業委員会会長。

番号８番の農地の所在地は、木造館岡屏風山の畑１筆で面積が６２０㎡です。住宅の新築による申請です。周辺は農地と宅地であるが農地等に係る営農条件への支障はないものと思われます。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）
　説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。３４番 横山治彦委員、報告をお願い致します。

（３４番 横山治彦委員報告）
　本日午前１０時００分より、「５」番「三橋」委員と私「３４」番「横山」、 事務局長と吉田専門員の４人で確認してまいりました。
　番号８番の申請の場所は、館岡コミュニティ消防センターより西に約３００ｍに位置し、周辺は農地や宅地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。以上で現地確認の報告を終わります。

議 長（藤本正彦会長）
　報告が終わりました。これより質疑を行います。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）
　ないようですの、議案第３６号質疑を終結致します。
　これより、議案第３６号を採決致します。
　議案第３６号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）
　ご異議なしと認めます。よって、議案第３６号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）
　次に、「議案第３７号 農地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）
　それでは３７ページをご覧ください。議案第３７号について説明致します。
　「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求める。令和７年６月５日提出、つがる市農業委員会会長。
　議案第３７号の件数については、貸借が４件となっております。権利者及び対象農地、内容については記載のとおりです。
　番号１番、利用権を設定する農用地は、稲垣町沼館米橋の田、計１筆で、期間は７年です。賃借料は１０ａあたり１５０kg 相当額となっております。受け手の決定理由

は経営移譲による借主の変更です。番号２番、利用権を設定する農用地は、稲垣町沼崎泉水の田、計３筆で、期間は３年です。賃借料は無償で使用貸借となっております。受け手の決定理由は経営移譲による借主の変更です。番号３番、利用権を設定する農用地は、森田町上相野浪風の田、計２筆で、期間は１０年です。賃借料は無償で使用貸借となっております。受け手の決定理由は促進計画への切り替えです。番号４番、利用権を設定する農用地は、下車力町の田、計７筆で、期間は１０年です。賃借料は無償で使用貸借となっております。受け手の決定理由は促進計画への切り替えです。

以上、整理番号１番と２番については受け手変更による再配分の促進計画、３番と４番については一括方式による促進計画となります。３番と４番についてですが、令和７年４月の総会で農用地利用集積計画として審議されたものです。しかし、法改正により本来であれば今回のように促進計画として議案にかけなければいけなかったと県構造政策課から指導され、集積計画を取下げし、この度促進計画として改めて申請するものであります。なお、作成要請する促進計画案は、あおもり農業支援センターにより作成され、つがる市農業委員会会長名により７月中旬頃に認可・公告される予定です。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第３７号の質疑を終結致します。

これより、議案第３７号を採決致します。おはかり致します。議案第３７号は、原案のとおり要請することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第３７号は、原案のとおり要請することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第３８号 競売買受適格者の証明について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉村主幹）

３９ページをお開きください。議案第３８号について説明致します。

「競売買受適格者の証明について」。農地法第３条の適用を受ける土地について、下記のとおり農地等の買受適格証明願の提出があったので、審議を求める。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり農地法第３条第１項の規定に基づく許可申請書を

提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き、許可するものとする。令和７年６月５日提出、つがる市農業委員会会長。

本案件は令和７年４月２４日付けで青森地方裁判所が公告した競売に係る農地の買受適格者の証明願です。入札期間は６月１０日午前８時３０分から６月１７日午後５時までで、開札日時は６月１９日午前１０時です。売却決定日時は７月９日午前９時５０分となっております。番号１番の願出人は別添の農地法第３条調査書１４ページのとおり農地法第３条第２項の各号には該当しないため、当該土地の買受をするにあたり問題は無いものと思われます。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第３８号の質疑を終結致します。

これより、議案第３８号を採決致します。おはかり致します。議案第３８号は、原案のとおり証明することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第３８号は、原案のとおり証明することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、議事日程第４の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

１．次期総会日程（案）について　（中野事務局長）

１）日　時　　令和７年７月８日(火)　　午後２時００分より
　　場　所　　生涯学習交流センター「松の館」２階　視聴覚室

２）日　時　　令和７年８月７日(木)　　午後２時００分より
　　場　所　　生涯学習交流センター「松の館」２階　視聴覚室

２．事務連絡

１）令和７年度西･つがる地区農業委員会大会について（工藤会計年度任用職員）
２）令和７年度 農業者年金加入推進活動計画の策定について（竹内副参事）
３）農地パトロール(利用状況調査)のお願いについて　（吉田主査）
４）農用地のあっせんのお願いについて（吉田主査）

議 長（藤本正彦会長）

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

（発言がなし）

議 長（藤本正彦会長）

以上をもって、「令和７年第６回（６月）つがる市農業委員会総会」を閉会致します。